

## 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

秋田県立雄勝高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する校内推薦委員会に諮った上で、機構から示される人数の範囲以内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

推薦にあたっては、（１）～（５）の全てに該当するか、（６）に該当すること。

- （１）人物・学業共に優れ、学校生活を有意義に送っていること
- （２）修学に耐えられると見込まれ、高校３年間で欠席日数が１０日以内であること
- （３）校則を遵守し、他の模範となる学校生活を送っていること
- （４）調査書における学習成績の平均評定値が３．０以上であること
- （５）家計については、生計を維持する者が、以下の①または②に該当し、生活環境などを勘案し、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること
  - ①市区町村民税所得割を課せられていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）
  - ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- （６）社会的養護を必要とする生徒等の場合は、以下の①または②に該当し、他の模範となる学校生活を送り、進学後も有意義な学校生活を過ごす強い意志があること
  - ①児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設に入所していること
  - ②小規模住居児童養育事業（ファミリーホーム）・里親制度等を利用していること

平成３０年２月２２日改定